土壌汚染対策法に基づく 調査及び措置に関するガイドライン (改訂第2版)

平成 24 年 8 月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

本ガイドラインの策定経緯・位置付け

平成22年4月1日より、改正土壌汚染対策法(以下「改正法」という。)が全面施行されたことを受け、平成22年度土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(暫定版)を公表し、その後、平成23年7月8日に土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布・施行されたことを受け、ガイドライン改訂版を公表しました。

今般、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の取扱い等の観点から、当該ガイドラインについて、必要な内容の見直しを行い、改訂第2版を作成しました。

また、このガイドラインは今後も内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成 24 年 8 月 環境省 水·大気環境局 土壌環境課

本ガイドライン内における記述方法について

本ガイドラインでは、法、施行令、施行規則、告示、通知の内容を標準字体で記述し、それらの内容の詳細な説明及び補足事項を斜字体で記述している。

目 次

第1章	- 土壌汚染対策法の概要1
1.1	土壌汚染対策法の目的(法第1条)1
1.1.1	土壌汚染対策法の目的 ····································
1.1.2	法改正の経緯及び目的 ·······3
1.1.3	改正法の施行まで及び施行後の経緯······3
1.1.4	測定対象とする土壌3
1.2	特定有害物質(法第2条)4
1.3	自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌及び水面埋立て用材料由来の土壌汚染の取扱い6
1.3.1	自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌の取扱いの基本的な考え方
1.3.2	自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌が盛土材料として利用された場合の取扱い6
(1)	土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における
	土壌汚染状況調査に係る特例の妥当性について6
(2)	形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届区域内の土地の土壌の特定有害物質によ
	る汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(自然由来特例区域)の該当性について
	$\cdots \cdots 7$
1.3.3	公有水面埋立地における有害物質が含まれる汚染土壌の取扱いの基本的な考え方8
1.4	要措置区域の指定に係る基準(法第6条)9
1.4.1	汚染状態に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.4.2	健康被害が生ずるおそれに関する基準
(1)	人の暴露の可能性があること
(2)	汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと14
1.5	土壌汚染状況調査(法第3条~第5条)14
1.5.1	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査
	(法第3条第1項に基づく調査義務による調査)16
(1)	趣旨
(2)	調査の実施主体17
(3)	調査結果の報告の手続18
(4)	都道府県知事の確認による調査義務の一時的免除20
1.5.2	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査(法第4条第2項に基づく
	調査命令による調査)24
(1)	趣旨24
(2)	調査の実施主体24
(3)	土地の形質の変更の届出24
(4)	調査の対象となる土地27
(5)	命令の手続
(6)	調査結果の報告の手続33

(7)	法第3条第1項の調査との関係	33
1.5.3	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査(法第5条第1項に基づく訓	間査命
	令による調査)	33
(1)	趣旨	33
(2)		
(3)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(4)	調査結果の報告の手続	38
(5)	都道府県知事による調査の実施等	38
1.6	要措置区域(法第6条~第10条)	39
1.6.1	要措置区域の指定等	39
(1)	要措置区域の指定	39
(2)	要措置区域の指定の公示	39
(3)	要措置区域の指定の解除	40
(4)	要措置区域の指定の解除の公示	40
1.6.2	汚染の除去等の措置	40
(1)	汚染の除去等の措置を講ずべきことの指示	40
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
1.6.3		
(1)		
(2)		
(3)		
1.6.4		
1.6.5		
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
	地の形質の変更に係る都道府県知事の確認	···· 51
1.7	形質変更時要届出区域(法第 11 条~第 13 条)	51
1.7.1	and the second of the second o	
(1)	形質変更時要届出区域の指定	···· 51
(2)	形質変更時要届出区域の指定の公示	···· 52
(3)	形質変更時要届出区域において新たに自然由来特例区域等に該当することとなった場合	き等に
	おける記載事項の変更	···· 53
(4)	形質変更時要届出区域の指定の解除	···· 53
(5)	形質変更時要届出区域の指定の解除の公示	···· 54
1.7.2		
(1)	土地の形質の変更の事前届出	$\cdots 54$

(2)	土地の形質の変更の事後届出
(3)	計画変更命令
(4)	土地の形質の変更の施行方法に関する基準
(5)	土地の形質の変更の後の手続 59
1.8 指	定の申請(法第 14 条)59
(1)	申請書の提出60
(2)	区域の指定60
1.9 台	帳(法第 15 条)61
(1)	台帳の調製及び保管61
(2)	台帳の閲覧
(3)	台帳の記載事項の訂正63
(4)	台帳からの消除63
1.10 そ	の他63
1.10.1	汚染土壌の搬出時の措置(法第 16 条~第 21 条)63
(1)	汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令63
(2)	運搬に関する基準
(3)	汚染土壌の処理の委託68
(4)	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令69
(5)	管理票
(6)	虚偽の管理票の交付等の禁止71
1.10.2	汚染土壌処理業(法第22条~第28条)71
1.10.3	指定調査機関(法第29条~第43条)72
(1)	指定の申請72
(2)	欠格条項72
(3)	指定の基準73
(4)	指定の更新74
(5)	技術管理者の設置75
(6)	技術管理者の職務76
(7)	変更の届出77
(8)	土壌汚染状況調査等の義務77
(9)	業務規程77
(10)	帳簿の備付け等77
(11)	適合命令
(12)	業務の廃止の届出78
(13)	指定の失効
(14)	指定の取消し
(15)	公示
1.10.4	指定支援法人(法第 44 条~第 53 条)78
1.10.5	都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等(法第61条) 79
1.10.6	その他(法第54条~第60条、法第62条~第69条及び法附則)79

第 2 章	土壤汚染状況調査	80
2.1	土壌汚染状況調査の手順	80
(1)		
(2)		
(3)		
(4)	試料採取等の実施	89
(5)	土壌汚染状況調査結果の評価・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·100
2.2	調査の対象となる土地(法第3条~第5条)	. 104
(1)		
(2)	法第4条調査(調査命令)	·104
2.3	調査対象地の土壌汚染のおそれの把握(地歴調査)	
2.3.1		
(1)	— , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2)		
(3)		
(4)		
2.3.2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(1)	— , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2)		
(3)		
2.3.3		
(1)		
(2)		
	類の実施	
(3)		
	土壌汚染のおそれが認められる土地の部分	
(4)		
(5)		
2.3.4	調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略(規則第 11 条)	·141
2.4	試料採取等を行う区画の選定	. 141
2.4.1		
(1)	— , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2)		
(3)		
(4)	30m格子の区分	146
(5)		
2.4.2		
(1)	基本的な考え方	148
(2)		
(3)	第一種特定有害物質に対する試料採取等区画	.150

(4)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質	
2.4.3	汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の整理	
2.4.4	試料採取等を行う区画の選定等の省略	157
2.5	試料採取等	
2.5.1	調査対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類	158
2.5.2	第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)に関する試料採取等	159
(1)	基本的な考え方	
(2)	土壌ガス調査	
(3)	土壌ガスが採取できない場合の調査(地下水調査)	
(4)	土壌ガス調査を省略して行うボーリングによる土壌溶出量調査	
(5)	土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等の追加調査(ボーリング	
	土壌溶出量調査)	
(6)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2.5.3	第二種特定有害物質(重金属等)及び第三種特定有害物質(農薬等)に関する試料技 	
(1)	基本的な考え方 ······	
(2)	選挙的は考え方 試料採取地点の設定方法	
(2)	土壌調査 (土壌溶出量調査及び土壌含有量調査)	
(4)	土壌の分析方法	
(5)		
(0)	上坡侧耳心气间啊	100
2.6	法第5条第1項の調査命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例	
2.6.1	基本的な考え方	
(1)	土壌汚染が存在することが明らかである土地(令第3条第1号イに該当する土地)	
(2)	当該土地の土壌汚染に起因する地下水汚染があると認められる土地(令第3条第1号	
	当する土地)	_
2.6.2	ボーリングによる地下水調査及び土壌溶出量調査	
(1)	ボーリング調査の試料採取等対象物質と分析項目	
(2)		
(3)		
(4)	土壌溶出量調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)	汚染範囲の絞り込みのためのボーリング調査	188
2.7	自然由来による土壌汚染地における調査の特例	
2.7.1	基本的な考え方	
2.7.2	試料採取等を行う区画の選定	
(1)		
(2)	調査対象地の範囲が 900m格子を超える場合	
2.7.3	試料採取等	
(1)	_ · · · ·	
(2)	試料採取地点の設定	
(3)	試料採取等対象物質と分析項目	
(4)	試料採取深度	
(5)	ボーリングの方法及び試料採取の方法	200

(6)) 分析試料の採取と採取試料の取扱い	200
(7)) すでに基準に適合しないことが明らかな土地を含む単位区画があるとき	201
(8)) 試料採取の省略と基準不適合とみなされる土地の絞込み調査	202
2.7.4	↓ 調査結果の評価	203
(1)) 基本的な考え方	203
(2)) 専ら自然由来の土壌汚染であることの評価	203
(3)) 調査対象地内(又は 900m格子内)の 2 地点で試料採取を実施した場合	203
(4)) 既存の基準不適合データを利用した場合	208
(5)) 試料採取を省略した場合	208
2.8	公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例	208
2.8.1		
2.8.1		
(1)		
(2)		
2.8.3		
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)	2.7.17	
2.8.4		
2.9	土壌汚染状況調査の結果の評価	
2.9.1	— , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
2.9.2		
(1)		
(2)) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の評価	
(3)		
2.9.3		
2.9.4		
2.9.5	14/11/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
	原因による土壌汚染と水面埋立て用材料による土壌汚染の両方が認められた場合	合238
2.10	土壌汚染状況調査の追完	242
2.10.	.1 土壌汚染状況調査の省略と追完	242
2.10.		
(1)) 土地の形質の変更の履歴と汚染のおそれ	244
(2)) 具体的な土壌汚染状況調査の追完	246
2.10.	.3 特例調査の省略と追完	253

(1)	自然由来特例の調査に関する追完	-254
(2)	水面埋立地特例の調査に関する追完・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.259
2.10.4	4 一部区域の追完に関する留意事項	-262
第3章	き 要措置区域等の指定	263
3.1	要措置区域等の指定の対象となる土地の区画	. 263
3.2	要措置区域等の指定	
3.2.1	要措置区域の指定	
(1)	要措置区域の指定	
(2)	自然由来のみによる土壌汚染の取り扱い	
3.2.2	形質変更時要届出区域の指定	
(1)	形質変更時要届出区域の指定	
(2)	自然由来特例区域等 ·····	··266
3.3	基本となる調査の結果、自然由来の土壌汚染又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染が判明	した
	場合の自然由来特例区域等の指定	. 272
3.4	台帳の記載事項の訂正	. 272
3.5	要措置区域等の指定の解除	
3.5.1	要措置区域の指定の解除	
3.5.2	形質変更時要届出区域の指定の解除	-275
3.6	台帳からの消除	. 276
3.7	要措置区域の指定に係る基準	
3.7.1	汚染状態に関する基準	.276
3.7.2		276
(1)	人の暴露の可能性があること	
(2)	汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと	··277
第 4 章	: 指定の申請	278
4.1	指定の申請の手順	. 278
4.2	指定の申請	272
(1)		
(2)		
4.3	都道府県知事による審査	. 279
4.4	区域の指定	. 281

4.5	申請に係る調査に関する報告・資料の提出及び立入検査	281
4.6	その他	281
第 5 章	賃 汚染の除去等の措置	282
5.1	汚染の除去等の措置の考え方	282
5.1.1	基本的な考え方	282
5.1.2	具体的事項	283
(1)	汚染の除去等の措置の指示	283
(2)	指示の内容	284
(3)		
(4)		_
(5)		
(6)		
(7)		
(8)	要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際の取扱い	286
5.2	汚染の除去等の措置の種類	287
5.2.1	基本的な考え方	287
5.2.2		
(1)		
(2)	直接摂取によるリスクに係る措置	290
(3)	複数の指示措置が必要となる場合	292
5.3	詳細調査	293
5.3.1	詳細調査の基本的な考え方	293
(1)	詳細調査の位置付け	293
(2)	基準不適合土壌が存在する範囲の把握の必要性	297
5.3.2		
(1)	平面的な基準不適合土壌の範囲の把握の考え方	299
(2)	71	
(3)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質	307
5.3.3		
(1)		
(2)		
(3)		
5.3.4		
(1)		
(2)	基準不適合土壌の深さの設定	317
5.4	措置の実施	322
5.4.1	— , , , , ,	_
5.4.2	措置の実施計画立案において確認すべき事項	323

(1)	措置の実施に係る調査結果	324
(2)	措置の実施に伴う一般的事項	324
(3)	措置の技術的基準及び汚染拡散防止に係る事項	324
(4)	その他、土壌汚染の拡散に関して確認すべき事項	
(5)	措置実施中の管理方法	
(6)	周辺環境保全対策 (周辺環境への汚染の拡散防止等)	
(7)	措置の完了の確認事項	
(8)	措置の計画に対する具体的確認事項	
5.4.3	地下水の摂取等によるリスクに係る各措置の実施	
(1)	地下水の水質の測定	
(2)	原位置封じ込め	
(3)	遮水工封じ込め	
(4)	揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	
(5)	透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止	
(6)	掘削除去	
(7)	原位置浄化(地下水の摂取等によるリスクに対する措置)	
(8)	遮断工封じ込め	
(9)	不溶化埋め戻し	
(10)		
5.4.4	直接摂取によるリスクに係る各措置の実施	
(1)	舗装	
(2)	立入禁止	
(3)	土壌入換え(区域外土壌入換え)	
(4)	土壌入換え(区域内土壌入換え)	411
(5)	盛土	
(6)	原位置浄化(直接摂取によるリスクに対する措置)	
(7)	掘削除去	417
5.4.5	措置の実施に伴う周辺環境保全対策	418
(1)	周辺環境の把握	
(2)	措置の実施に伴う周辺環境保全計画の作成及び実施	419
(3)	周辺環境保全に係る環境測定計画の作成及び実施	423
5.5	措置の完了	425
5.5.1	基本的な考え方	
5.5.2	措置の完了の確認	425
(1)	措置の完了の報告	425
(2)	措置の完了の確認	440
5.5.3	措置の完了後の効果の維持	440
5.5.4	記録と保管	440
(1)	記録書類	
(2)	保管と承継	
5.6	要措置区域の指定の解除の要件	449.
5.6.1	基本的な考え方 ····································	
	活染の除去等の措置の実施 ····································	

5.6.3	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施による指定の解除	
5.6.4		
(1)	汚染の除去以外の措置の実施の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	444
(2)	土壌汚染の除去の措置の実施の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施の場合	445
5.6.5	汚染の除去等の措置の実施に伴い法第 14 条を申請した場合の要措置区域等の解除 …	445
(1)	汚染の除去等の措置の実施に伴う法第 14 条申請	445
(2)	汚染の除去等の措置の実施に伴う法第 14 条申請した場合の要措置区域等の解除要件・	446
5.7	形質変更時要届出区域の指定の解除の要件	
5.7.1	基本的な考え方	
5.7.2	土壌汚染の除去の実施	
5.7.3	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施による指定の解除	
5.7.4	/ 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	
(1)		
(2)	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査等実施の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····450
5.8	措置の効果の維持(点検の方法と異常時の対応)	
5.8.1	基本的な考え方	451
5.8.2	措置ごとの通常の点検の方法と異常時の対応	451
5.9	要措置区域等における土地の形質の変更	453
5.9.1	基本的な考え方	453
5.9.2	要措置区域の土地の形質の変更に係る管理	455
(1)	土地の形質の変更の禁止	455
(2)	土地の形質の変更の禁止の例外となる行為	455
(3)	帯水層の深さに係る確認の申請	
(4)	土地の形質の変更に係る確認の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	458
(5)	土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請	459
5.9.3	形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に係る管理	460
(1)	土地の形質の変更の届出	460
(2)	土地の形質の変更の届出を要しない行為	460
(3)	土地の形質の変更を行う場合の施行方法	461
(4)	計画の変更命令	466
(5)	事後届出が認められる行為	466
5.9.4	記録とその保管	467
(1)	土地の形質の変更の記録書類	468
(2)	保管と承継	468
5.10	要措置区域等外へ土壌を搬出する場合	469
5.10.	1 要措置区域等外への土壌の搬出と認定調査	469
5.10.	2 認定調査の基本的な考え方	469
5.10.	3 認定調査の種類	472
5.10.	, - , - , - , - , - , - , - , - , - , -	
5.10.	5 土壌汚染のおそれの区分の分類	473

5.10.6	掘削前調査	$\cdots 478$
(1)	掘削前調査の調査対象物質	
(2)	採取地点の設定	…478
(3)	ボーリング調査の深度の設定及び土壌の掘削方法	484
(4)	試料採取方法	
(5)	土壌の分析方法(土壌溶出量、土壌含有量)	…496
(6)	掘削前調査一部対象単位区画の 100 m ² ごとの調査	…496
(7)	区域の指定後の土地の形質の変更があった場合の認定の可否	496
5.10.7	掘削後調査	501
(1)	掘削後調査の調査対象物質	
(2)	掘削時の土壌の区分	
(3)	試料採取方法	506
(4)	土壌の分析方法(土壌溶出量、土壌含有量)	
(5)	一部対象ロットの 100 m³以下ごとの調査	509
(6)	区域の指定後に土地の形質の変更があった場合の認定の可否	509
(7)	掘削後調査における留意点	
5.10.8	搬出土壌の調査の結果の評価	
(1)	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合した土壌の取扱い	509
(2)	土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に不適合であった土壌の取扱い	···514
5.10.9	土壌汚染状況調査の追完と掘削前調査	515
5.10.10	掘削前調査と詳細調査	516

表 法、施行令、施行規則、省令、通知の略称

略称	内容
改正法	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 23 号)
法	改正法による改正後の「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)
旧法	改正法による改正前の「土壌汚染対策法」(同上)
改正令	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」(平成 21 年政令第 245 号)
令	改正令による改正後の「土壌汚染対策法施行令」(平成 14 年政令第 336 号)
改正規則	「土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成 23 年環境省令第 13 号)
規則	改正規則による改正後の「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省 令第 29 号)
改正処理業省令	「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」(平成 23 年環境 省令第 14 号)
処理業省令	改正処理業省令による改正後の「汚染土壌処理業に関する省令」(平成 21年環境省令第10号)
改正指定調査機関等 省令	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 の一部を改正する省令」(平成 22 年環境省令第3号)
指定調査機関等省令	改正指定調査機関等省令による改正後の「土壌汚染対策法に基づく指定 調査機関及び指定支援法人に関する省令」(平成 14 年環境省令第 23 号)
通知	環水大土発第 110706001 号による平成 23 年 7 月 8 日付け一部改正後の「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号)
地歴調査通知	「土壌汚染状況調査における地歴調査について」(平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 120817003 号)
処理業通知	「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」(平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号)
運搬基準通知	「汚染土壌の運搬に関する基準について」(平成 22 年 3 月 10 日付け環水 大土発第 100310001 号)

表 その他、本ガイドラインにおいて使用している略称

略称	内容
調査 16 号告示	「土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件」(平成 15 年 3 月
	6 日環境省告示第 16 号)
調査 17 号告示	「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件」(平成 15
	年3月6日環境省告示第17号)
調査 18 号告示	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境
	省告示第 18 号)
調査 19 号告示	「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境
	省告示第 19 号)

(参考資料)

Appendix-1. 特定有害物質を含む地下水が到達し得る「一定の範囲」の考え方

Appendix-2. 地下水の飲用利用等の判断基準

Appendix-3. 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方 法及びその解説

Appendix-4. 一定の深さまで帯水層がないことの確認に係る手続

Appendix-5. 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法

Appendix-6. 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法

Appendix-7. 地下水試料採取方法

Appendix-8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法

Appendix-9. 土壌溶出量調査に係る測定方法

Appendix-10. 土壌含有量調査に係る測定方法

Appendix-11. ボーリング調査方法

Appendix-12. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準

Appendix-13. 埋立地管理区域内において認められる土地の形質の変更の施行方法の基準

Appendix-14. その他 (規則様式)

Appendix-15. 測定方法に係る補足事項

Appendix-16. 地歴調査チェックリスト

Appendix-17. 資料調査において入手・把握する資料 (参考例)

Appendix-18. 土壌汚染対策法の適用外となる岩盤